

Ⅰ 令和6年度事業計画書

(1) 事業体系

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団は、アジア太平洋博覧会-福岡'89の成功を記念するとともに、市民一人ひとりが多様性を認め合いながら国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現に寄与し、もって、地域の発展と国際平和に貢献するという当財団の目的に向けて、下記の4つの柱に基づき事業を実施する。

① アジア太平洋博覧会-福岡'89を記念する事業

アジア太平洋博覧会-福岡'89を記念する事業として、福岡アジア文化賞の共催及びアジア太平洋こども会議への助成を行う。

② 市民の国際交流を促進する事業

市民の国際理解・国際協力への意識の高揚を図り、国際交流を推進するため、ボランティア交流推進、語学等を通じた国際理解、国際交流団体等のネットワーク推進等を行う。

③ 在住外国人及び外国人学生を支援する事業

外国人にも住みやすく活動しやすいまちにするため、窓口相談や各種情報提供を始め、在住外国人等への支援を行う。

また、福岡都市圏で学ぶ外国人学生が安心して勉学に励むことができるように、留学生宿舎の管理運営や外国人学生支援を行う。

④ グローバル人材を育成する事業

国際社会で活躍できるグローバル人材を育成するため、奨学金の支給や留学生と企業との交流サロン等を行う。

(2) 事業計画

社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、オンラインの活用等を積極的に取り入れながら、中期経営方針に基づき、円滑かつ効果的に事業を推進していく。

① アジア太平洋博覧会-福岡'89を記念する事業

ア 福岡アジア文化賞

アジアの文化の価値を認識し、その文化を守り育てるとともに、アジアの人々が相互に学び合いながら、幅広く交流する基盤づくりに貢献するため、アジアの固有かつ多様な文化の保存と創造に顕著な業績をあげた個人・団体を顕彰する。

(ア) 運営母体 福岡アジア文化賞委員会

(イ) 事務局 福岡市総務企画局国際部内

イ 「アジア太平洋こども会議・イン福岡」助成

アジア太平洋各地のこどもたちとの異文化交流による国際理解を推進するため、「アジア太平洋こども会議・イン福岡」事業へ助成を行う。

② 市民の国際交流を促進する事業

福岡市民の国際交流を支援し、福岡市のさらなる国際化及び多文化共生社会の実現を推進するため、国際交流事業を実施する団体・個人に広く呼びかけ、助成することによって国際交流活動の促進を図る。

ア 国際交流活動助成事業

(ア) 国際交流活動助成

a 助成金額

助成対象経費の5割以内で、1件20万円まで

b 対象となる経費

国際交流の促進、多文化共生社会の実現等に係る活動経費

(食糧費、人件費、その他団体の維持運営に関する経費を除く。)

(イ) 人材育成助成

a 助成金額

1団体・個人あたり、年間の助成額は10万円まで

但し、研修に参加する場合の助成は、2万円を上限とする

b 対象となる経費

・対象団体の運営従事者が、活動に必要な講座・セミナー・研修会等を受講する場合の受講費用・学費、教材費、交通費、宿泊費等

・対象団体・個人が、国際交流に資する人材の育成に向けた研修会等を企画、運営など主催する際に要する経費

(食糧費、人件費、その他団体の維持運営に関する経費を除く。)

イ 外国人支援ボランティアバンク

令和3年度に創設した「外国人支援ボランティアバンク制度」は、令和5年度にボランティア登録期間が終了するため、令和6年度から3年間活動するボランティアを新たに登録し、制度も見直したうえで実施する。

(ア) 令和6年度見直し概要

a 制度枠組み

・通訳・翻訳、交流支援、災害時外国人支援及びホストファミリーの登録カテゴリーを廃止し、関心がある分野、スキルに応じて活動を紹介する。

・関心がある分野：通訳・翻訳（チューター制度・災害時外国人支援を含む）、交流支援・イベント補助、子育て支援、教育・学習支援、日本語学習支援、高齢者支援

b 登録者年齢・地域

・外国につながる子どもに対する支援の活動に向けて、現行の18歳以上から15歳以上（高校生以上）に対象年齢を拡大。登録対象者については、福岡都市圏に居住する人に加えて、通勤・通学する人に拡大する。

また、希少言語の登録者数増加を目的として、登録者が少ない言語については、福岡都市圏外からの登録を受け付ける。

c 語学レベルチェック

・登録言語が母語ではない人を対象に登録説明会を開催の上、語学チェックを行うことで、活動に必要な語学力を有しているか確認する。

d 活動の例

- ・福岡市立小中学校への通訳ボランティア派遣
- ・日本語教育や外国につながる子ども支援
- ・日本での生活に不慣れな外国人住民の、日常生活の困りごとへの相談対応や問題解決を支援するチュータープログラムによる支援

(イ) ボランティア研修

ボランティアを対象に基礎研修と専門研修を実施するとともに、研修を通じてボランティア相互の交流を促進し、ノウハウの共有による活動の質の向上を目指す。

ウ 語学等を通じた国際理解

(ア) 留学生から学ぶ外国語教室

留学生を講師として、国際交流の有効な手段の一つである「言葉」の習得を手助けする外国語教室を開催するとともに、各国の文化や生活習慣等、言葉以外の方法で体験するイベント型の講座を開催し、市民が気軽に多様な文化に触れ、国際交流・国際理解を深める機会を提供する。

- a 共 催 福岡市
- b 内 容 12教室を実施予定
(7月～2月、90分×28回。そのうち2回は料理など異文化の体験で構成)
- c 定 員 各クラス 16名程度
- d 講 師 福岡在住の留学生

(イ) フランス語講座

福岡市の姉妹都市であるフランス・ボルドー市との交流を促進するため、九州日仏学館と共催でフランス語講座を行い、フランス語を習得する機会を市民に提供する。

- a 主 催 九州日仏学館
共 催 (公財)福岡よかトピア国際交流財団
- b 事務局 九州日仏学館内
- c 実施時期 年4回(春、夏、秋、冬) 各3か月

(ウ) 外国人による日本語スピーチコンテスト

外国人に日本語を学ぶことを奨励するとともに、日本人と外国人の相互交流・相互理解の場を提供するため、日本語スピーチコンテストを開催する。

- a 主 催 日本語スピーチコンテスト実行委員会
構成団体 都市圏の日本語学校及び日本語教室 14団体[R5実績]
共 催 (公財)福岡よかトピア国際交流財団、福岡市、
福岡外国人学生支援の会 [R5実績]
- b 事務局 (公財)福岡よかトピア国際交流財団内
- c 実施時期 令和6年10月(予定)

(エ) 国際理解教育講師派遣

青少年の国際理解の推進・国際力の育成を目的として、福岡県内の小・中学校等へ留学生等を講師として派遣する。

- a 主 催 福岡国際理解教育講師派遣事業協議会
- b 構成団体 福岡県教育委員会、北九州市教育委員会、福岡市教育委員会、
(公財)福岡県国際交流センター、
(公財)北九州国際交流協会、
(公財)福岡よかトピア国際交流財団
- c 事務局 (公財)福岡県国際交流センター内
- d 実施時期 令和6年4月～令和7年3月(予定)

エ 国際交流団体等のネットワーク推進等

(ア) 福岡国際関係団体連絡会 (FUKU-NET)

福岡都市圏の国際交流・協力を行う様々な団体のネットワーク組織で、各団体間の連携を図り、地域の国際化に寄与することを目的として、総会、連絡会などを開催する。

- a 主 催 福岡国際関係団体連絡会
- b 構成団体 64団体
- c 事務局 (公財)福岡よかトピア国際交流財団内

オ 国際交流推進

(ア) 姉妹都市等との連携・交流

姉妹財団である釜山国際交流財団が主催するイベント等への参加のほか、姉妹・友好都市等の情報収集などを行う。

③ 在住外国人及び外国人学生を支援する事業

ア 福岡市外国人総合相談支援センター

(ア) 一般相談・情報提供

「福岡市外国人総合相談支援センター」において、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る様々な相談を対面、電話等で受け付け、情報提供や関係機関への案内を行うとともに、ホームページやFacebook、LINEを活用し、積極的な情報発信に取り組んでいく。

- a 電話通訳サービスを含め22言語(やさしい日本語含む)での相談対応
- b 英語及び中国語相談員、並びに韓国語、ベトナム語、ネパール語相談支援員の配置
- c 4地点4者による電話通訳サービス、タブレット及びポケトークを活用した多言語相談対応
- d フリーダイヤルやLINE コールを活用した電話相談
- e 無料Wi-Fiの利用提供
- f パンフレット等の資料収集・提供
- g 語学学習情報の提供
- h ホームページ(リビングイン福岡等)、Facebook、LINEによる情報提供

(イ) 外国人専門相談

外国人住民の生活上の諸問題について、専門家による無料相談会を実施する。

a 外国人法律相談

法律、慣習や文化の違いから、紛争解決に関して一般的に弱い立場に置かれがちな外国人に対し、福岡県弁護士会と共催で法律的な助言、情報提供を行う。また、必要に応じ、通訳を手配する。予約制で月2回(第1土曜日、第3水曜日)開催。

b 外国人のための入国・在留・国籍に関する相談

外国人の在住のために不可欠な在留資格や住民登録等の行政手続に関し、福岡県行政書士会との共催で情報提供や助言を行う。英語と中国語の通訳が常駐。その他言語は必要に応じて手配。予約不要で月1回(第2日曜日)開催。

c 外国人心理カウンセリング

言葉の問題や生活環境の違いなどから精神的問題を抱える外国人を対象に、臨床心理士(財団職員)が、問題の解決に向けた心理カウンセリングを、日本語または英語で行う。予約制で週3回(月・火・木曜日)開催。

イ ウクライナ避難民支援員の配置

来福したウクライナ避難民の生活支援等を行うため、引き続き、ウクライナ避難民支援員を配置する。

ウ 外国人向け広報ラジオ番組

外国人に対し、財団が行う事業や福岡市国際会館の取り組みなどについて、多言語ラジオ放送局「ラブエフエム」を通じて、英語、中国語、韓国語、ネパール語及びベトナム語の5か国語による広報を行う。

エ 外国人住民のための日常生活アドバイス

外国人住民の快適な生活を可能にするとともに、日本人住民と外国人住民双方の暮らしの安心感を高めるため、新たに福岡に来た外国人を対象とした自転車の交通ルール、ごみ出しルール、防犯等に関する出前講座を行う。

(ア) 出前講座実施主体 福岡市(市民局、環境局)

オ 国際交流フロア及び留学生宿舎管理運営

留学生及びその他の外国人住民と市民との交流、並びにその他の国際交流の促進に資する事業を行う場を提供するとともに、福岡都市圏の大学等に在籍する外国人学生に比較的安価で良質な住居を提供する。

(ア) 施設概要 4階 国際交流フロア(貸会議室等 5室)
5階 世帯者用留学生宿舎(2K 5戸)
6階~9階 単身者用留学生宿舎(1R 54戸)

カ 外国人学生支援

外国人学生が有意義な生活を送ることができる環境づくりを推進するため、日本語おしゃべり交流会(オンライン及び対面)、外国人学生が語る「ふるさとの街と福岡」講演会(日本語及び英語)、外国人学生歓迎交流事業を行い、外国人学生の生活の安心感を向上させる。

(ア) 日本語おしゃべり交流会(オンライン、対面)	毎月1回程度
(イ) 外国人学生が語る「ふるさとの街と福岡」講演会	隔月第3木曜日
(ウ) 外国人学生歓迎交流事業	令和6年11月(予定)

キ 地域における日本語教育の推進

外国人住民が増加する中、外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、福岡市をはじめ関係団体と連携しながら、地域における日本語教育を推進する。

具体的には、地域で外国人の日本語学習を支援している日本語教室（以下「地域の日本語教室」という。）に対し、専門的な助言や情報提供等の支援を行う「地域日本語共育（教育）コーディネーター」を中心に、地域の日本語教室をはじめ、関係者間のネットワークの構築を目指す。

また、日本語教室を支える人材（日本語ボランティア）の養成や、養成したボランティアの教室での活動促進に取り組むとともに、地域の公民館等関係団体の協力を得ながら、地域において日本語の学びを軸に「地域における日本語教育」と「多文化共生社会の実現」を推進する。

（ア）日本語ボランティアの養成

地域の日本語教室で外国人住民の日本語学習を支援するボランティアを養成する講座を実施し、講座修了生の日本語教室での活動促進を行う。

α 日本語ボランティア入門講座

- ・講座内容 多文化共生ややさしい日本語等外国人と接する際の基礎知識や教室見学を通じたボランティアの役割等の確認等を行う
- ・実施時間 90分×10回程度
- ・定員 50名程度（オンライン及び対面）

β フォローアップ講座

- ・講座内容 日本語の文法を中心に日本語の教え方を学ぶ
- ・実施時間 90分×4回程度
- ・対象者 日本語ボランティア入門講座修了者
- ・定員 30名程度（対面）

（イ）日本語教室支援

α 日本語教室支援情報の提供

- ・発信内容 日本語学習に関するイベント・セミナー・書籍等の情報等
- ・対象者 情報の提供を希望しメーリングリストに登録している方
- ・発信頻度 週1回程度

β スキルアップ講座の開催

- ・講座内容 日本語文法の教え方を中心に学ぶ
- ・実施回数 90分×4回程度
- ・対象者 日本語ボランティア活動者
- ・定員 30名程度（対面）

γ 参考図書、教材の貸出し

- ・福岡市国際会館4階国際交流フロアに日本語教育・学習、多文化共生等に関する参考図書コーナーを設置し、必要な人に貸出しを行う。

（ウ）日本語学習者への情報提供

α にほんご Class Map の発行

福岡都市圏で開催されている日本語教室の情報を提供

β 日本語学習便利サイトを通じた情報提供

財団ホームページに、日本語学習に役立つウェブサイトのリンク集を掲載し、日本語学習者への支援を行う。

(エ) 外国につながる子どもと保護者の支援

日本語を母語としない子どもと保護者を対象に日本語教育の推進と、子どもを対象とした「日本語教室」を支える人材の育成を図る。

α「夏休み・冬休み親子日本語教室」の開催

β「外国人児童生徒のための日本語の教え方講座」の開催

ク 子ども・子育て支援事業

外国につながる子どもとその保護者を対象に、他機関・部門と連携し、子育てサロン、絵本の読み聞かせ、進路相談会等の実施を通じて、子育てについての不安や悩みを共有し軽減する機会とするとともに、子育て支援情報の提供を行う。

ケ 地域の国際交流

日本人と外国人が、互いの文化を尊重して共生するための相互理解を図ることを目的に、区役所等と連携し、公民館等で出会いのきっかけづくりなどの企画サポートや通訳・翻訳、留学生の紹介等を行うなど、地域の国際交流の支援を行う。

また、多文化共生社会実現のための基本的な考え方や、やさしい日本語を学ぶ講座の提供、日本人と外国人が隣人としての関係性を築くきっかけづくりのワークショップの開催等を地域に働きかけ、地域の国際交流と多文化共生社会の実現につなげていく。

コ 災害時における外国人支援

災害時における外国人住民への情報提供などを円滑に行うため、福岡市との協定に基づき、大規模災害時に福岡市が財団内に設置する「福岡市災害時外国人情報支援センター」の運営を行う。

また、財団ホームページにおいて、「災害時の備え」（地震/津波）（台風/水害）に関する紹介動画の配信や、「福岡市防災マップ」「福岡市洪水ハザードマップ」を掲載するとともに、財団フェイスブックで災害情報を発信するなど、日頃から外国人住民への啓発活動、情報発信に努めていく。

④ グローバル人材を育成する事業

ア 福岡市国際財団奨学金

海外から新たに福岡へ留学し、福岡での就職・創業を希望する外国人留学生の学習環境を整え、留学生と市民、企業との交流の機会を増やし、地域の国際化と地元定着の促進に寄与するため奨学金を給付する。

財団からの奨学金であることを認識し、福岡とのつながりを強く感じてもらうため、大学在籍期間をとおして、財団が実施する市民や企業との交流事業や地元企業でのインターンシップ等への参加を義務づけ、福岡への定着（創業・就職）実現に向けたサポートを行う。また、就職に関する情報提供や助言を随時行うほか、奨学生同士が就職活動についての情報交換をしたり悩みを共有する場の提供や定期的に面談を行い、学業や生活面についても、必要な支援を行う。

(ア) 給 付 金 額 50,000円/月

(イ) 給 付 人 数 40名程度

(ウ) 給付対象期間 学部4年間または修士2年間

イ 留学生育英奨学金

福岡都市圏で学ぶ留学生が安心して勉学に励むことができる環境づくりを生活資金面から支援するため、団体や企業、個人からの寄付金により奨学金を給付する。

なお、奨学金の名称や給付対象は、寄付者の希望により定める。寄付者と奨学生の「顔の見える」国際交流を促進するため、交流の機会を年2回程度設けるとともに、定期的に面談を行い、学業や生活面についても、必要な支援を行う。

(ア) 給付金額 大学院生 年額50万円以上、学部生 年額30万円以上

(イ) 給付人数 10名程度

(ウ) 給付対象期間 1年単位以上を基本とし、寄付者の希望により決定

(エ) 奨学金創設者 8団体(企業・個人含む)

ウ 日本人大学生留学奨学金(スタートアップ奨学金)

日本人大学生の海外留学の促進と福岡の国際競争力の強化を目的として、国際社会で活躍できるグローバル人材を福岡へ定着させるため、大学卒業後に福岡で就職・創業を目指す海外留学を行う日本人大学生に奨学金を貸与する。

なお、福岡都市圏に本社を持つ企業への就職や福岡都市圏で創業した場合は奨学金の返済を免除する。

また、当該奨学金受給者の福岡での就職・創業を促進するため、留学前研修、帰国後報告会を行うほか、就職活動・創業支援に関する情報提供、先輩奨学生との交流会等を随時実施する。

(ア) 貸与金額 15～120万円(留学期間及び地域により異なる)

(イ) 貸与人数 5～10名程度

(ウ) 貸与対象期間 28日以上最長1年間

エ 留学生の就職支援

福岡で就職を希望する留学生を対象に、留学生の福岡での就職・創業の促進を目的として、留学生と地場企業の相互理解を深める交流の場や機会を提供するとともに、留学生に対して福岡での就職・創業に有益な情報を発信する。

また、今後の状況等を見極めながら、共催団体の意向等も確認しつつ、現状を踏まえた望ましい事業内容を検討のうえ実施する。